

武庫川流域委員会

委員長 松本 誠 様

武庫川漁業協同組合 代表理事組合長

木嶋 秀起



TEL

西宮市

意見書の表題

武庫川水系河川整備基本方針（案）について 靴19年9月10日

① 9/7付の基本方針の6㉟の漁業権の区域の範囲が9/1付の資料2-2の76㉟の図7.3.1に明記してあるのに、文面には区域が狭くなっている。

◎⑩内水面事業 仁川合流点から→甲武橋下から
青野川合流点まで→三田市広野橋下までと
内共第2号漁場図に記載している、各支流

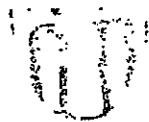
戦前までは良好な漁場であったが→昭和50年半ば頃より
昭和30年頃まではの時期は違っていると思う。

② 9/7付の基本方針の11㉟（瀬、淵の保全）だけでなく、各排水溝や支流
から、流れでる際の環境にも注意してほしい。

③ 9/7付の基本方針の12㉟「水質の向上」で魚類の成育するに必要な餌関係
特に最重要魚種であるアユの川底の石につく苔が悪くなっ
ている関係、藻が異常に繁殖し極めて多く流れている。

④ 参考資料「概要」の26㉟の魚道を今一度見なおして欲しい、堰の管理者は
魚類のそ上を妨げてはならない事は水産資源保護法にうた
われていますので、改善策を具体化してほしい。

⑤ 資料2-2の76㉟の漁業権者の住所を変更して欲しい。



兵庫県指令 水 第 2 号

免許番号 内 共 2 号

共同漁業免許状

西宮市生瀬町2丁目23番1号

住 所 ~~西宮市名塩本之元3番26号~~

氏名又は名称 武庫川漁業協同組合

1 漁場の位置及び区域

(1) 位 置 西宮市、宝塚市、三田市、神戸市北区有野町及び道場町
地先
(武庫川本支流)

(2) 区 域 別紙漁場図のとおり。

2 漁業の種類及び名称

(1) 種 類 第5種共同漁業

(2) 名 称 裏面記載のとおり。

3 漁業の時期 裏面記載のとおり。

4 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで

5 制限又は条件 裏面記載のとおり。

上記のとおり免許する。

平成15年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏



武庫川漁業協同組合

平成15年9月1日免許
内共第 2 号漁場図

免許番号 内共第2号
漁場の位置 西宮市、宝塚市、三田市、神戸市北区有野町及び道場町地先(武庫川本支流)

漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流の武庫川本支流の区域。ただし、有野川、山田川、菟豆川、荒神川、天神川、天王寺川、仁川及び逆瀬川と、C及びD、E及びF、G及びH、I及びJ、K及びLを結んだ線から上流の区域を除く。

- 点の位置
- A 西宮市樋之口町1丁目甲武橋右岸下流基柱
 - B 尼崎市常松1丁目甲武橋左岸下流基柱
 - C 神戸市北区道場町塩田塩田道場橋右岸上流基柱
 - D 神戸市北区道場町塩田塩田道場橋左岸上流基柱
 - E 神戸市北区道場町神戸電鉄八多川橋梁右岸下流基柱
 - F 神戸市北区道場町神戸電鉄八多川橋梁左岸下流基柱
 - G 神戸市北区有野町唐櫃神戸電鉄水無川橋梁右岸下流基柱
 - H 神戸市北区有野町唐櫃神戸電鉄水無川橋梁左岸下流基柱
 - I 神戸市北区有野町唐櫃橋左岸上流基柱
 - J 神戸市北区有野町唐櫃橋右岸上流基柱
 - K 三田市広野野橋右岸上流基柱
 - L 三田市広野野橋左岸上流基柱

